

第167回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成25年11月1日(金) 午後1時30分～2時00分
場 所	群馬県庁第1特別会議室

第167回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成25年11月1日(金) 午後1時30分～午後2時00分
- 2 場 所 群馬県庁(29階)第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、木村 榮、日垣由美、小山 洋
深澤淳志(代理 近藤誠一郎)、佐藤和彦(代理 渡辺博美)、
星野 寛、館野英一、臂 泰雄、小川 晶、伊藤 清
- 4 欠席委員 宮前鍬十郎
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 中島課長、浅田次長、松岡次長
- 6 議案
第1号議案 前橋都市計画道路(3・4・4号中央大橋線)の変更について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第167回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

ただ今から、第167回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、群馬県都市画課長の中島でございます。本日はお忙しい中、委員の皆様方には、お集まりいただきましてありがとうございます。まず、委員の皆様方の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は14名でございますが、現在13名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。なお、前回の審議会以降、委員に異動がございましたので、事務局からご報告申し上げます。

(事務局)

お手元の群審報第102号という資料をご覧ください。前回の審議会以降、1名の委員が変更となりました。関係行政機関の職員として、関東地方整備局長が職指定されております。森北佳昭委員が退任され深澤淳志委員が就任されました。以上でございます。

(事務局)

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から、御挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第167回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議案件1件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いします。今回は、田中委員と日垣委員をお願いいたします。

3 議事

(議長)

これより議事に入ります。なお、本日の議案は、いずれも単独上程といたします。

議案の説明は幹事からいたしますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願いする場合がございますので、ご了承をお願いします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについて、ご検討をお願いします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

従いまして、本審議会の議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させて

いただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にすることで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それではご異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。

ここで事務局から、本日の傍聴者について、報告願います。

(事務局)

一般の傍聴者が0名、報道関係者が3名でございます。

(議長)

それでは、事務局は、傍聴者を入場させてください。

(傍聴者入場)

(議長)

傍聴の皆様には、「傍聴要領」を遵守してください。これに反する行為をした場合には、退場していただくことがありますので御留意ください。

第1号議案 前橋都市計画道路(3・4・4号中央大橋線)の変更について

(議長)

ただ今から、議案の審議を行います。第1号議案前橋都市計画道路の変更についてを上程いたします。事務局からの説明を求めます。

(事務局)

都市計画課次長の松岡と申します。よろしく申し上げます。

それでは、第1号議案前橋都市計画道路3・4・4号中央大橋線の変更についてご説明いたします。

お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の図-1総括図又はスクリーンをご覧ください。位置関係をご説明します。県庁を黒い丸、前橋市役所を赤い丸でお示ししております。また、鉄道として、JR両毛線を黒の破線でお示しし、新前橋駅と前橋駅を白い四角で、また、JR上越線を黒の破線でお示しし、群馬総社駅を白い四角でお示ししております。

ます。そして道路として、国道17号と国道50号を紫色で、関越自動車道を緑色でお示ししております。前橋都市計画道路3・4・4号中央大橋線は、前橋市千代田町の国道17号との交差点を起点として、県庁のすぐ北方で、中央大橋として利根川を渡り、JR上越線を越え、前橋問屋団地の南側を通過して前橋市元総社町に至り、関越自動車道と交差する、延長4,200メートルの都市計画道路であり、県で整備を進める西毛広域幹線道路の一部となっています。総括図では、今回、道路計画を変更する約710メートル区間を赤色でお示ししております。青色の区間は、道路計画を変更しない区間としてお示ししております。

計画書、変更理由はお手元の議案書2ページをご覧ください。変更理由を含めまして具体的な内容について、変更区間を拡大してご説明いたします。お手元の添付図面の図-2計画図又はスクリーンをご覧ください。赤く表示しました区間が、今回変更する区間でございます。当該区間は昭和32年に幅員18メートルの都市計画道路として都市計画決定され、昭和45年の前橋問屋団地の造成にあわせて整備され、現在幅員18メートル、2車線の道路として供用されております。そしてその後、平成8年に2メートル拡幅した幅員20メートルの道路計画に都市計画変更され、現在に至っているものです。今回の見直しは、当該区間の西側で、前橋市施工の元総社蒼海地区土地区画整理事業として進められている本都市計画道路の整備進捗にあわせて、当該区間についても幅員20メートル、4車線の道路整備に着手しようとするもので、工事実施に先立ち実施した検討に基づき、計画を見直そうとするものです。主な変更点は具体的に、交差部分の隅切り形状の見直しや、見直し区間のほぼ中央にございます救急指定病院への出入口となる市道との交差点に右折レーンを設けるなど、歩行者や車両交通の安全と円滑な流れを確保すべく、見直すものです。

お手元の添付図面の図-3参考図又はスクリーンをご覧ください。見直し区間の箇所毎に拡大図にてご説明いたします。起点側、区域の東側から3つに分割してご説明いたします。図は、見直し区間の東端となる交差点の拡大図ですが、変更前を黄色で、変更後を赤色でお示しています。こちらの交差点では、歩行者等の安全・安心を確保し、通行する車両の安全と円滑な流れを確保するため、隅切り部分の形状を見直すものです。具体的には、工事実施に先立ち、大型車両などの走行軌跡図なども含めて詳細に検討し、安全な交差点形状となるよう隅切り形状を変更するものです。

お手元の添付図面の図-4参考図又はスクリーンをご覧ください。見直し区間のほぼ中央部の拡大図です。老年病研究所附属病院への出入口となる交差市道との交差点付近の拡大図です。こちらの交差点では、本都市計画道路に右折レーンを新たに設け、右折交通の処理と本線交通の円滑な流れを確保しようとするもので、北側に付加車線分の幅員3メートルを拡幅するものです。

お手元の添付図面の図-5参考図又はスクリーンをご覧ください。こちらの交差点では、元総社蒼海地区土地区画整理事業で整備の進む本都市計画道路との整合を図るため、交差点付近で当初決定線より北側に1メートル拡幅しようとするものです。これは、交差点西側工区では、1メートルの中央分離帯が設けられるため、交差点対面部の整合を図るため、交差点東側工区でも、1メートルの中央帯を一定区間設けるために拡幅するものです。また、交差点の隅切り部について、大型車両などの走行軌跡図なども含めて詳細に検討し、

歩行者等の安全・安心を確保し、通行する車両の安全と円滑な流れを確保するため、隅切り部分の形状を見直すなどするものです。

お手元の添付図面の図－6 参考図又はスクリーンをご覧ください。当該路線の一般部の標準断面図です。路線としての代表断面を表示することとなっておりますので、標準横断面図に変更はございませんが、幅員20メートル、4車線の道路でございます。

お手元の添付図面の図－7 参考資料又はスクリーンをご覧ください。ただいまご説明しました第1号議案につきましては、去る平成25年7月5日から7月19日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いましたところ、2名の公述の申出がありましたので、7月31日に公聴会を開催し、公述意見を聴取いたしました。また、公聴会を経て決定した都市計画の案について、去る平成25年8月23日から9月6日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出が1件ございました。

それでは、まず2名の公述人の意見の要旨についてご説明させていただきます。お手元の添付図面の図－8 参考資料又はスクリーンをご覧ください。7月31日に開催した公聴会で公述した2名の公述人は、同一物件の関係者で、公述意見はともに用地補償に関する意見でした。3. の表左側に意見の要旨を記しておりますが、店舗用に用意している駐車場20台のうち7台分が影響する、隣接地を代替地として補償して欲しい、敷地外の駐車場では、お客が減ってしまうとの内容でした。

該当地の現況と都市計画道路との関係、今回の変更との関係を図－9にお示ししております。お手元の添付図面の図－9 参考資料又はスクリーンをご覧ください。2名の公述意見に共通する土地を緑色で囲ってお示ししておりますが、建物には、店舗が2軒入っております。変更前の道路計画を黄色で、変更後を赤色でお示しています。現況道路幅は18メートルですが、平成8年の変更で北側に2メートル拡幅し20メートルに計画変更されており、今回の変更では右折レーン設置の影響が一部に生じるものですが、公述意見にもありましてとおり駐車場が影響するものです。

ここで、現地写真にて状況を補足説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。2軒の店舗を正面から撮った写真です。店舗の手前に駐車場の区画が切っておりますが、都市計画道路により駐車場が影響するものです。次に、店舗敷地側から隣接地を撮った写真ですが、看板の向こう側が月極駐車場となっており、公述人からは隣接地を代替え地として補償して欲しいとの意見があったものです。

公述意見に対する対応を、図－8 参考資料に戻ってご説明させていただきます。図－8 の3. の表右側で事業者見解として、群馬県の見解をお示ししておりますが、用地補償については、関係者の意見を聴きながら、用地補償基準に基づいて補償を行うとして、真摯な対応でご理解とご協力がいただけるよう努力する所存であり、既に10月下旬には接触を始めていると聞いております。ご説明しましたとおり、公述内容は、直接的に今回の都市計画変更に関係する事項ではなく、事業に係る用地補償に関する内容でしたので、都市計画決定権者としましては、上段の2. にお示ししましたとおり、公聴会を経て、都市計画の原案の修正は行いませんでした。

そして次に、都市計画の案の縦覧にあたり1件の意見書が提出されておりますので、意見の要旨についてご説明させていただきます。お手元の別添資料、都市計画の案に係る意

見書等要旨及び都市計画決定権者の見解又はスクリーンをご覧ください。都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書の提出が1件ございました。3.の表左側に意見の要旨を記しておりますが、先程ご説明いたしました公述意見と同じ場所に関する意見書で、内容も同じ用地補償に関する意見でした。具体的には、計画道路によって2メートルの敷地後退があるため、駐車スペース20区画のうち、7区画が本工事により減少してしまう、公聴会後の資料では、事業者が何らかの補償を行おうとしているが、金銭補償ではなく、隣地を同面積での代替補償を強く希望する、早期の補償計画を作成し、話し合いを始めて欲しいとの内容でございます。上段の2.に意見書に対する都市計画決定権者の見解としてお示ししてございますが、当該意見書については、事業に関するものであり、事業実施にあたり、事業者の見解、用地補償については、関係者の意見を聴きながら、用地補償基準に基づいて、補償を行うとの考えに基づき対応することとし、都市計画決定の手続は、県案のまま進めるものと考えております。

以上で第1号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(議長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(原田委員)

この道路が20メートルに拡幅されたのは平成8年とのことですが、その時に意見は出なかったのでしょうか。

(事務局)

平成8年の都市計画決定に関する資料を取り寄せまして確認をいたしましたところ、平成8年の都市計画決定時に意見書が出されておりました、中央大橋線の本案件の路線の変更に関しましては、8件・39名の方から意見書が出されておりました。しかし、当時の都市計画変更は、こちらの区画整理事業の区域の線形変更も含めまして一緒に変更しております、内容を精査いたしましたところ、8件・39名すべてが区画整理事業地内における道路線形の変更や幅員の変更に対する意見書でございまして、こちらの2メートル拡幅に関する意見はございませんでした。

(原田委員)

補償など事業化する際にいろいろ話をされるとは思いますけど、事業化はいつ頃ですか。

(事務局)

冒頭にも本日の都市計画変更の趣旨が事業着手に先立った細かい検討による変更とご説明申し上げましたとおり、既に詳細設計に入っており、県の手続としては、来年度から着手すべく努力をしているところでございます。また、意見書を提出された関係者に対しましては、先程もご説明申し上げましたとおり、既に10月の下旬に事業者である前橋土木事務所では接触を図り意見交換を始めていると聞いております。

(伊藤委員)

先程来、説明をいただいておりますが、意見を出されている方でまず隣地の代替えについては、見解の中では用地補償の基準に基づいてということではありますが、地権者の希望との調整は実際に今後どうなるのか、見通しについてお聞かせください。

(事務局)

拡大図でございます。店舗2軒と駐車場20台分のうちこちら側の駐車場7台に影響する、隣地は、現地を調査しましたが、39台の月極駐車場として現在活用されているところでもあります。いずれにしても、隣接地権者におきましても、従前の2メートルの拡幅部分と今回の拡幅部分につきましては影響するというので、用地交渉をさせていただくわけではありますが、隣接の地権者にも大変恐縮ですが土地利用の計画があるという中で、県といたしましては、精一杯3者の話し合いのそれぞれの意向を尊重させていただいて、ご協力いただけるように、それぞれの意向に沿うように努めるわけですが、やはりできることとできないことがあるものですから、精一杯誠意をお示しして交渉に当たりたいと考えているところであります。既にこちらの方とご意見を直接頂いているということで、繰り返しで恐縮ですが、10月の下旬に一旦、そういう趣旨でこういう手続しかできない、できることとできないことがある旨の話し合いを始めているところであります。

(伊藤委員)

見通し的には明るい兆しがあるのかなと理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

月極駐車場として利用しているということを考えますと、一概にはそうとはいえないのかなと感じてしまうわけですが、決して未利用の土地ではない、月極駐車場として利用されている状況でございます。

(議長)

2メートル広げる計画決定が既にあって、今回また広がるということですが、意見書を出した方以外との折衝もこれから行われるわけですから、そこでもこれからいろいろと出てくるということですね。

(事務局)

そのとおりでございます。

(議長)

他にはありませんか。

それではお伺いします。本案について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了いたしました。傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

(傍聴人退場)

(議長)

では最後に5その他ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回、第168回審議会の開催についてですが、通例によりますと12月定例県議会後の12月下旬の開催でございます。具体的には、県議会の日程が決まりましたら、会長にご相談して期日を決定させていただきたいと思っております。

(議長)

次回の日程については、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

はい、それではそのように取り計らいます。

(議長)

その他、特にないようですので、本日は以上で終了させていただきます。委員の皆様には、熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。次回は、12月下旬の開催予定となりますが、開催期日については、後日、通知いたしますのでご了承お願いいたします。これもちまして、閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会：14：00)

(議事録署名人)
